



お知らせ

第550号
令和5年(2023年)
5月1日
幸手東武団地自治会

第47回定期総会

「4月号お知らせ」にも掲載の通り、第47回定期総会は、会員各位のご参集のもと自治会館集会室にて、下記の通り開催致します。つきましては、参加される方は、「マスクの着用」、「新型コロナワクチン接種済の方」にさせていただきたく、会員各位のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

※現班長(2022年度)さんへのお願い

現班長さんの任期は、令和4年度定期総会開催日の5月14日(日)迄となりますので、よろしくお願い致します。

開催日時:令和5年5月14日(日)午前10時開始

場 所:自治会館 集会室

議案書:当日忘れずにお持ち下さい。

※定期総会終了後引き続き、新班長による令和5年度第1回班長会議を行います。

新型コロナウイルス感染症「5類」への変更に伴う 自治会館の利用時の注意事項について

5月8日から新型コロナウイルス感染症は、感染症法の分類を現在の「2類相当」から「5類」に変更となります。変更の概要については4ページの参考資料(厚生労働省資料の抜粋)をご確認ください。

この変更に伴い自治会館の利用に際しての対策についても、ある程度の緩和は可能になりますが、早急な緩和で感染リスクを増やすことも考えられます。当面は会館内でのマスクの着用、人と人との間隔の確保、部屋の換気など、引き続き場面に応じた感染対策の実施をお願いします。皆様のご理解と、ご協力をお願いします。

～楽しく集いましょう～ 緑台クラブ会員募集！

東武団地自治会発足以来活動をしているクラブです。60歳以上の東武団地自治会会員が30名程参加しています。年4回程の集いをして食事会やおしゃべりをしたり歌ったりしています。今年の1月にはコンサートを企画して沢山の方に来場していただき大盛況でした。これからも楽しい企画を考えています。ご一緒に楽しみませんか。入会をご希望の方は自治会館事務局にお問い合わせください。入会お待ちしております。



緑台クラブ会長



— 子ども会の入会と5月の行事案内 —

「みどり子ども会」はさくら小学校区内の小学生を対象とした誰もが入れる子ども会で1年生以外の入会も大歓迎です。歓迎会、ジャガイモ・さつま芋堀、団地祭への参加、地域運動会、クリスマス会、季節の行事等を行い、「学年をこえて仲良く楽しく遊び、学習や社会見学や奉仕活動を通じ、強く・明るい子どもになるよう努力」することを目的に活動しています。会員の父兄で構成する育成会は「子ども会の健全な運営を助け、子どもの好ましい人間形成につとめると共に、会員相互の研修・親睦を図ることを目的」にして活動をおこなっています。また、父兄の皆様にご負担の無いよう運営に努めております。お申込み等は自治会事務局メールアドレス

(info@satte-tobudanchi.jp) 宛にご連絡下さい。(区班、名前をご連絡頂ければ子ども会役員から返信させていただきます)

5月21日(日)には子ども会の初回の行事として「歓迎会」を予定しています。プロマジックショウの「ミラクル山内さんのマジックショー」も同時開催し、保護者や兄弟も参加してもらい楽しい時間を過ごしたいと思います。





～おしゃべりしながら～
身近な情報交換や地域の交流を

グリーン＊カフェ

参加費＊200円(飲物・お菓子付)

東武自治会館＊集会室

5月10日(第2水曜日) 13時30分～15時

＊ 小規模多機能型居宅介護について

介護事業所小川さんの話

＊ 「暮らしの保健室」菜のはなの健康相談

主催 **みどり会** (幸手市社会福祉協議会 ふれあい・いきいきサロン参加)

◇ 定例クリーン作戦 ◇

5月21日(第3日曜日) 午前9時00分から(雨天の場合は5月28日)

1区：緑台公園 2・3区：中央公園 4区：自治会館広場

※ 清潔で自然環境溢れる住みよいまちにしていきましょう。

今年は例年より早く暖かくなっているようです。菜の花、ルピナス、藤、あやめなどきれいな花が次々と咲き楽しみな時期ですが、同じように雑草もグングン伸びています。伸びすぎた雑草抜きやゴミ拾いなど、過ごし易い公園を目指して整備したいと思います。クリーン作戦へのご協力よろしくお願ひします。

◇ 5月の行事予定 ◇

月 日	内 容	場 所	時 間
5月1日(月)	5月お知らせ、広報さって	5月1日配布予定	-
5月13日(土)	定例役員会	自治会館	18:30
5月14日(日)	第47回定期総会	自治会館	10:00
	令和5年度第1回班長会議	総会終了後	-
5月21日(日)	定例クリーン作戦	公園、会館広場	9:00

※新型コロナワクチン追加接種について

初回接種を受けている65歳以上の方は、令和5年5月8日～8月31日の間に、これまでの接種回数に関わらず、追加接種ができます。接種の費用はかかりません。追加接種のお知らせが届いた方で予約にお困りの方は、自治会にて予約をサポートしますので、自治会事務局(43-5300)へご相談下さい。

5月8日からの 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類移行後の 基本的感染対策の考え方について

今般の感染症法上の位置付けの変更により、新型コロナの感染対策は5月8日から、

- ・現在の「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、
- ・今後は「個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの」

に大きく変わる。

○ 基本的対処方針や業種別ガイドラインは廃止となることから、日常における基本的感染対策について、

以下の観点を踏まえた対応に転換する。

- ①マスク着用の取扱いと同様、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることを基本とする。
- ②政府として一律に求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組む。政府は、個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行う。

<基本的感染対策に関する変更方針（ポイント）>

	現在	今後（5月8日以降）
新型コロナの感染対策の考え方	・法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み	・個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの
政府の対応と根拠	・新型インフル特措法に基づく基本的対処方針による求め ※「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等	・（基本的対処方針は廃止） ・感染症法に基づく情報提供 ※専門家の提言等も踏まえ、個人や事業者の判断に資するような情報の提供
事業者に関する取組	・事業者による業種別ガイドラインの作成 ・政府による「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント」の提示・周知	・（業種別ガイドラインは廃止） ※業界が必要と判断して今後の対策に関する独自の手引き等を作成することは妨げない ・事業者の判断、自主的な取組

<基本的感染対策の見直し>

政府は、新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き、手洗い等の手指衛生や換気が有効であることなど、以下の内容を示していく。

基本的感染対策	今後の考え方
マスクの着用	個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。 一定の場合にはマスク着用を推奨（2/10政府対策本部決定参照）
手洗い等の手指衛生 換気	政府として一律に求めることはしないが、新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効
「三つの密」の回避 人と人との距離の確保	政府として一律に求めることはしないが、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）